广舎清掃業務委託総合評価一般競争入札 落札者決定基準

【評価項目・評価点の概要】

分類	細分類	評価点	個別点	評価項目	別紙
1. 価格評価		100			価格-1
	(1)履行体制		10	①適正な履行を確保するための業務体制	技術-1
	(2)研修体制		10	①技術力向上のための研修制度等の設置	技術-2
2. 技術的評価	(3) 品質保証への取組	40	8	①苦情処理体制	技術-3
	み		7	②自主検査体制	技術-4
	(4) 衛生的環境確保へ の取組み		5	①衛生的環境確保の体制	技術-5
			6	①障害者の新規雇用	社会-1
	(1)多様な雇用及び雇 用環境に関する取 組み		6	②障害者雇用率又は雇用者数	社会-2
			6	③就職困難者の新規雇用	社会-3
			6	④就職困難者の継続雇用又は就労形態	社会-4
			2	⑤求人情報の提供及び雇用関係助成金の活用	社会-5
	(2)環境保全の取組み		5	①環境報告書の発行及び環境マネジメントの 認証状況	社会-6
3. 社会的価値 評価	(3) 地域活動・災害援 助活動への取組み	60	5	①企業の奉仕活動への取組み ②従業員のボランティア活動への参加支援	社会-7
			4	①育児・介護制度への取組み	社会-8
	(4) 男女共同参画への		4	②仕事と子育ての両立支援	社会-9
	取組み		4	③セクシュアル・ハラスメント防止対策	社会-10
			2	④女性の採用・職域拡大への取組み	社会-11
	(5)人権啓発の取組み		4	①人権啓発の取組み	社会-12
	(6)地域経済への波及 効果		6	①枚方市内居住者の新規雇用	社会-13

【落札者の決定方法】

別紙「落札者の決定について」による。

(別紙 価格-1)

分類	1. 価格評価			評価	点	100	,
細分類	_				- /		
評価項目	_			個別	点	_	
評価内容	入札参加者の入札	金額について評価す	 る。				
	①総合評価一般競	①総合評価一般競争入札参加申請書<元請実績報告を含む>(様式-申請書)					
提出書類				価格-2) ※必ず封管	うに入れ	ι封緘すること。	
	※調査基準価格を	下回る価格での入札	の場合は、入札	説明書に定める低入札価	<u> </u>	書類	
	価格評価点は、	有効な入札(入札金額	質が予定価格を起	迢過する入札及び入札金 額	頁が数値	直的判断基準値を	を下
本	回る入札を除く。	以下同じ。)のうちか	ての算定式により	算出する。 ※小数点以	人下切捨	舎て	
算定方法	評価点 (10	0点)×(最低入札佃	「格/入札価格)				
	※下記「備考」欄	記載の価格評価点算	出方法の例示を	参照のこと。			
-	総合評価一般競	争入札参加申請書<	元請実績報告を	含む> (様式-申請書)、	入札書		1)
評価時	及び入札価格内訳	書(様式 価格-2))により確認す	る。			
確認方法	※落札候補者のみ	、開札後提出書類提出	出時に入札説明	書に定める元請実績を証っ	する書	類(契約書原本と	こそ
	の写し、仕様書	等)の提出を求め確	認する。				
	・入札書は、消費	税及び地方消費税を	含まない金額で	記入すること。			
	・入札金額が予定	価格を超える者は、	失格とする。				
		価格内訳書の提出が					
		価格内訳書の合計金					1. 3.4
注意事項				あった時は、低入札価格調			
	,, ,,,,,, ,	顔の平均×85%)にま は、その者の入札を		う。入札参加者の入札金額 トナス	貝か数1	胆的判断基準値 を	エレ
				こする。 L説明書に定める低入札俑	T 枚 調 7	本書粨を掲出しす	+ا د '
				当該書類の提出がない時			***
	<価格評価点算		, w pr. 100 ct =				
		0,000,000円 ■調3		. 000. 000 円			
				, , 価点の得点が満点(100 点	気) と7	なる。	
	入札参加者	入札金額	価格評価点	算出方	法等		
	A社	480, 000, 000 円	※ (失格)	予定価格を超えるため	失格と	する。	
備考	B社	390, 000, 000 円	69	100(総点)× (E/B)			
219 4	C社	350,000,000 円	77	100(総点)× (E/C)			
	D社	320,000,000 円	84	100(総点)× (E/D)			
	E社	270,000,000 円	100	100(総点)× (E/E)			
	F社	250, 000, 000 円	※ (取消)	数値的判断基準値 268,			
				ため入札を取り消し、	失格と	する。	

(別紙 技術-1)

分類	2. 技術的評価	評価点	4 0	·
細分類	(1)履行体制			
評価項目	①適正な履行を確保するための業務体制	個別点	1 0	
評価内容	本業務仕様書に基づき実施するための作業計画及び業務実施体制(配置 業員配置計画等)の内容を評価する。	業務責任者0)資格・経験及	び作
提出書類	①作業計画表(任意様式) →対象業務の日常作業計画表、定期作業計画表、年間作業計画表 ②業務実施体制(任意様式) →業務実施体制図、作業員・配置業務責任者の配置計画書、配置業務員	責任者の資格	・経験	
加点方法	①作業計画表の内容 → (5点) →日常作業計画表、定期作業計画表、年間作業計画表 ②業務実施体制の内容 → (5点) →対象業務の業務実施体制図、作業員・配置業務責任者の配置計画書、 作業内容の確認が行えないもの、仕様に基づく業務を加味していない。			
評価時確認方法	価しない。 ・本業務仕様書及び各作業計画表に基づき、業務実施体制図、作業員・ より確認を行う。 ・配置業務責任者の資格・経験が記載されたものにより確認を行う。	配置業務責任	£者の配置計画:	書に
履行担保方法	仕様書に規定されたものとみなす。			
契約期間中確認方法	・履行検査(日常等)により確認を行う。			
注意事項	・「日常作業計画表」「定期作業計画表」「年間作業計画表」「業務実施体制い者は失格とする。 ・本件業務履行中において、業務完了時(複数年契約の場合は年度ごと) 者賃金支払い状況報告書」を提出すること。 ・個人情報を含む書類を提出することについて、本人に必ず同意を得てま) に入札説明		
配布資料				
備考	・本件業務を履行する場合には、「配置業務責任者の配置」で届出た者を専ただし、その者が退職、病気等、止むを得ない理由により、あらかじ変更することができる。 ・枚方市は、個人情報について、枚方市個人情報保護条例に基づき、適ち	め本市の承認	苦を得た場合に	

(別紙 技術-2-①)

分類	2. 技術的評価	評価点	4 0
細分類	(2) 研修体制		
評価項目	①技術力向上のための研修制度等の設置	個別点	1 0
評価内容	①本業務に関する研修の実施状況を評価する。(告示日以前継続して3年 ②契約期間中の本件業務に関する研修計画の内容及び研修回数を評価する 年以内)		年4月1日から3
提出書類	①研修実施報告書(様式 技術-1)、受講修了証及び研修資料 ②研修実施計画書(様式 技術-2)		
加点方法	①研修実施報告書の内容及び回数 →告示日以前3年間の継続的・定期的に実施する研修を対象とする。 受講修了証(修了証等が発行されていない場合は受講者名簿で可)、 かるもの等を別途添付する。※添付がない場合は評価の対象としない ・研修回数 1年毎に1回 → (1点) 1年毎に2回 → (3点) 1年毎に3回以上 → (5点) ※告示日以前3年間のうち1年でも未実施の年があれた ②研修実施計画書の内容及び回数 →本件業務に対する研修の実施を評価するため、平成27年4月1日か実施する研修を対象とする。 ・研修回数 1年毎に1回 → (1点) 1年毎に2回 → (3点) 1年毎に2回 → (5点) ※1年でも未計画の年があれば、0点とする。 研修内容等の確認が行えない(本件業務に直接関連しない内容)もの、認できないもの、明らかに実現性がない内容のものは評価をしない。	、 が、 0 点とす ら3年以内に	こ継続的・定期的に

(別紙 技術-2-②)

分類	2. 技術的評価	評価点	4 0	
細分類	(2) 研修体制			
評価項目	①技術力向上のための研修制度等の設置	個別点	1 0	
評価時確認方法	─ 受講者名簿)と研修資料により確認を行う。			
履行担保方法	研修実施計画を仕様書に規定されたものとみなす。			
契約期間中確認方法	研修実施後は研修実施報告書(様式 技術-1)により報告を求め、受討確認を行う。	講修了証及 て	が研修資料等により	
注意事項	・研修対象者は、現場の作業従事者とする。 ・3年間に年1回以上実施しているまたは実施する予定であることがわか式 技術-1)及び研修実施計画書(様式 技術-2)に記載すること・企業独自の研修、教育研修機関への研修派遣は問わない。 ・人権研修及び警備業法に基づく法定研修は評価対象としない。 ・個人情報を含む書類を提出することについて、必ず本人の同意を得てお	-0	研修実施報告書 (様	
配布資料	①研修実施報告書(様式 技術-1) ②研修実施計画書(様式 技術-2)			
備考	枚方市は、個人情報について、枚方市個人情報保護条例に基づき、適切に	こ取扱うもの	とする。	
	/ /22			

(別紙 技術一3)

分類	2. 技術的評価	評価点	4 0		
細分類	(3) 品質保証への取組み	п і ш ла	- 0		
評価項目	①苦情処理体制	個別点	8		
評価内容	①品質 IS09001 認証の取得状況を評価する。 ②苦情処理要領(マニュアル等)の整備状況を評価する。	IE 77 M	9		
提出書類	①品質 IS09001 登録証(写し)又は品質 IS09001 を申請中である旨の証明書 ②苦情処理要領(マニュアル等)(様式指定なし)				
加点方法	 ①IS09001 取得者 → (5点) IS09001 申請中の者 → (2点) ②苦情処理要領 (マニュアル等) の内容 → (3点) →苦情処理要領 (マニュアル等) が不明瞭な内容 (発注者から苦情の) じるに至るまでの一連の流れに不備がある場合、役割分担、報告・指等が明記されていないもの等) のもの、具体性・現実性の無い内容のい。 	示及び結果幸	報告系統、伝達方法		
評価時確認方法	①IS09001 の登録証(写し)及び申請中である旨の証明書で確認を行う。 ②苦情処理要領(マニュアル等)により確認を行う。				
履行担保方法	苦情処理要領(マニュアル等)を仕様書に規定されたものとみなす。				
契約期間中確認方法	本業務の履行期間中に苦情処理等を行う必要が生じた際は、受注者から要領(マニュアル等)に則った処理がなされたかを確認する。	対応結果を幸	最告させ、苦情処理		
注意事項			_		
配布資料					
備考					

(別紙 技術-4)

分類	2. 技術的評価	評価点	小以 1X m + /			
細分類	(3) 品質保証への取組み					
評価項目	②自主検査体制	個別点	7			
評価内容	①自主検査体制の整備状況を評価する。 ②本業務における自主検査体制の方法を評価する。					
提出書類	①自主検査体制に関する社内規定 (任意様式) ②本業務における自主検査体制計画書 (任意様式)					
加点方法	 ①自主検査体制に関する規定等の内容 → (4点) →自主検査体制に関する規定の提出があった場合においても、不明瞭が評価をしない。 ②自主検査体制計画書の内容 → (3点) →自主検査体制計画書の提出があった場合においても本業務に関連の対象性がないものは減点若しくは評価をしない。 					
評価時確認方法	①自主検査体制に関する規定により確認を行う。 ②本業務における自主検査体制計画書により確認を行う。					
履行担保方法	仕様書に規定されたものとみなす。					
契約期間中 確認方法	②自主検査体制の計画書に基づき、所定の時期に検査報告、検査結果に を書面で求め、自主検査体制が機能しているかを確認する。	半う改善指令	う及び改善結果報告			
注意事項	個人情報を含む書類を提出することについて、必ず本人の同意を得ておく	くこと。				
配布資料	_					
備考	枚方市は、個人情報について、枚方市個人情報保護条例に基づき、適切に	 こ取扱うもの)とする。			

(別紙 技術-5)

分類	2. 技術的評価	評価点	4 0	
細分類	(4) 衛生的環境確保への取組み			
評価項目	①衛生的環境確保の体制	個別点	5	
評価内容	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項」登録のうち、建築物清掃業又は聚築物環境衛生総合管理業の登録状況を評価する。			
提出書類	建築物清掃業又は建築物環境衛生総合管理業の登録証明書(写し)			
加点方法	建築物における衛生的環境の確保に関する事業における登録者 建築物清掃業又は建築物環境衛生総合管理業の登録者 → (5点)			
評価時確認方法	登録証明書(写し)で確認を行う。			
履行担保方法				
契約期間中確認方法	_			
注意事項				
配布資料				
備考	_			
	7 /99		·	

(別紙 社会-1-1)

分類	3. 社会的価値評価	(別紙 · 評価点	60
細分類	(1)多様な雇用及び雇用環境に関する取組み		
評価項目	①障害者の新規雇用	個別点	6
評価内容	障害者(身体・知的・精神)の新規雇用予定者数を評価する。 →本業務(現場就業)における新規雇用に限る。 ※現場配置期限:平 ※新規雇用予定者とは、告示日以降に雇用する者とする。ただし、関係を対している障害者を新たに雇用する場合を除き、されていた者は、新規雇用予定者とすることができない。	係書類の提出	日現在に本業務に
提出書類	 ・常用雇用労働者数が50人以上の事業者 障害者雇用計画書(様式 社会-1)及び平成26年6月1日現在の障 安定所(ハローワーク)への報告書〉(写し) ・常用雇用労働者数が50人未満の事業者 障害者雇用計画書(様式 社会-1)及び障害者雇用状況報告書(様定 		
加点方法	・障害者雇用率 (平成 26 年 6 月 1 日時点) に応じて、次のア. イ. のいア. 雇用率が 2.0%以上の場合 雇用計画人数 1人 → (3点) 2人以上 → (6点) イ. 雇用率が 2.0%未満の場合 雇用計画人数 1人 → (2点) 2人以上 → (4点) →新規雇用予定者は、1週あたりの労働時間が 20 時間以上で、かつ、採用されることが見込まれる者を対象とする。		

(別紙 社会-1-2)

a N. sleem			
分類	3. 社会的価値評価	評価点	6 0
細分類	(1)多様な雇用及び雇用環境に関する取組み		
評価項目	①障害者の新規雇用	個別点	6
評価時確認方法	 ・常用雇用労働者数が50人以上の事業者は、障害者雇用計画書(様式報告書〈公共職業安定所への報告書〉(写し)により確認。 ・常用雇用労働者数が50人未満の事業者は、障害者雇用計画書(様式報告書(様式社会-2)により確認。 ※落札候補者のみ、開札後提出書類提出時に障害者である旨が確認できる書類(労働条件が明示されていること。)の写し及び職務経歴書(平成意様式〉、又は本件業務への障害者雇用について、障害者就業・生活支を証する書面の提示を求める。なお、障害者就業・生活支援センター面の提示者は、現場配置期限(平成27年6月1日)までに、雇用契約める。 	社会-1) る書類の写し 25年4月1 援センター等 等と協議中で	及び障害者雇用状況 、雇用契約がわか 日以降の経歴)(任 等と協議中である旨 である旨を証する書
履行担保方法	障害者雇用計画書(様式 社会-1)により提案を受けた内容を仕様書に	こ規定された	ものとみなす。
契約期間中 確認方法	 ・本業務履行中において、障害者を新たに雇用し就業、又は自己の都合関係があり配置転換した場合も含む)は、速やかに報告をするとともついては、障害者である旨が確認できる書類(障害者手帳等)の写して ・平成27年6月1日以降に正当な理由なしに就業予定人員に満たない場定どおり就業予定人員を満たす旨を書面により明示し改善勧告を行う。 	に、新たに ^家 の提示により 合が生じた ®	t業させる障害者に 確認を行う。
注意事項	・個人情報を含む書類を提示することについて、本人に必ず同意を得てまた。他の評価項目「3. (1)③就職困難者の新規雇用(別紙 社会-3)」及の新規雇用(別紙 社会-13)」の新規雇用予定者との重複評価は行われ	とび「3. (6)①枚方市内居住者
配布資料	 ・障害者雇用計画書(様式 社会-1) ・障害者雇用状況報告書(様式 社会-2) ・障害者雇用状況報告書の記入上の注意点(様式 社会-2参考資料) ※障害者の算定方法、除外率について不明な場合は、公共職業安定所(ハローワーク	7) へお問い合わせ
	下さい。		
備考	枚方市は、個人情報について、枚方市個人情報保護条例に基づき、適切に	こ取扱うもの)とする。

(別紙 社会-2-①)

43 Mer.	a 11 A 11 les le 27 les	:-	14 2 ()			
分類	3. 社会的価値評価	評価点	6 0			
細分類	(1)多様な雇用及び雇用環境に関する取組み					
評価項目	②障害者雇用率又は雇用者数(常用雇用労働者に限る)	個別点	6			
評価内容	ア. 障害者雇用率又はイ. 障害者雇用者数を評価する。(平成26年6月1日時点)					
提出書類	 ・常用雇用労働者数が50人以上の事業者 平成26年6月1日現在の障害者雇用状況報告書〈公共職業安定所し) ・常用雇用労働者数が50人未満の事業者 障害者雇用状況報告書(様式 社会-2) 	(ハローワーク)への報告書〉(写			
加点方法	 「ア. 障害者雇用率」又は「イ. 障害者雇用者数」のいずれかの得点を加点する。 (ア. イの重複加算は行わない。) ア. 障害者雇用率 雇用率の算出は、少数点第3位を四捨五入する イ. 障害者雇用者数 雇用障害者数の算定方法は、障害者雇用状況報告書(様式 社会-2)に明記 ※雇用率及び雇用者数の算出方法は、「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づくものとする。 					
	(加点方法) ア. 雇用率(%) イ. 雇用者数(人) 加点数					
	1~10 1					
	11~20 2					
	21~ 3					
	2.00~2.49					
	2.50~2.99					
	3.00~					
評価時確認方法						

(別紙 社会-2-②)

/ 1 茶台			
分類	3. 社会的価値評価	評価点	6 0
細分類	(1)多様な雇用及び雇用環境に関する取組み		
評価項目	②障害者雇用率又は雇用者数(常用雇用労働者に限る)	個別点	6
履行担保方法	必要に応じて報告を聴取する。		
契約期間中 確認方法	必要に応じて報告を聴取する。		
注意事項	・障害者雇用状況報告書等を公共職業安定所(ハローワーク)に提出準所定の手続を行うこと。 ・精神障害者の確認行為に対する注意点 従業員への確認は、本人の申告に基づいて把握している人数を記載し、 為は行わないこと。 ・常用雇用労働者とは、1週間の所定労働時間が30時間以上であって、の る労働者②一定の期間(例えば、1週間、2ヶ月、6ヶ月等)を定めて、その雇用期間が反復更新され、過去1年以上の期間について引き続採用の時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる労働者③日々用計画が日々更新されて、過去1年以上の期間について引き続き雇用から1年以上引き続き雇用されると見込まれる労働者 ・短時間労働者とは、原則として、1週間の所定労働時間が20時間以上年以上雇用される見込みのある者とする。 ・個人情報を含む書類を提示することについて、必ず本人の同意を得てお ・他の評価項目「3.(1)④就職困難者の継続雇用又は就労形態(別紙	、新たに従う ①期間の定と で雇用される でで 雇用される されている こ30 時間未満 こくこと。	美員への確認等の行 かなく雇用されてい ている労働者であって 対働者であって、雇 労働者又は採用の時 満であり、かつ、1
配布資料	・障害者雇用状況報告書(様式 社会-2) ・障害者雇用状況報告書の記入上の注意点(様式 社会-2参考資料) ※障害者の算定方法、除外率について不明な場合は、公共職業安定所(ハローワーク	7) へお問い合わせ
備考	下さい。 枚方市は、個人情報について、枚方市個人情報保護条例に基づき、適切に	こ取扱うもの)とする。

(別紙 社会-3)

分類	3. 社会的価値評価	評価点	和 社会 3 / 6 0		
細分類	(1) 多様な雇用及び雇用環境に関する取組み	ит ішик			
評価項目	③就職困難者の新規雇用 個別点 6				
評価内容	就職困難者の新規雇用予定者数(現場就業は問わない)を評価する。 ※就職困難者については、65歳以上の高齢者、母子家庭の母、非自発的離職者を対象とする。 ※新規雇用予定者とは、告示日以降に雇用する者とする。ただし、関係書類の提出日現在に本業務における履行場所で就労している就職困難者を新たに雇用する場合を除き、平成26年4月1日以降に雇用されていた者は、新規雇用予定者とすることができない。				
提出書類	就職困難者雇用計画書(様式 社会-3)				
加点方法	 ・雇用計画人数 1人 → (2点) 2人 → (4点) 3人以上 → (6点) ・雇用予定者の算出は、常用雇用労働者 (1週あたりの労働時間が30時間以上であって、採用の時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者)を1人として算出する。 ・短時間労働者(原則として、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満であり、かつ、1年以上雇用される見込みのある者)については、0.5人として算出する。 				
評価時確認方法	・就職困難者雇用計画書(様式 社会-3)により確認。 ※落札候補者のみ、開札後提出書類提出時に就職困難者である旨が確認できる書類の写し、雇用契約が わかる書類(労働条件が明示されていること。)の写し及び職務経歴書(平成25年4月1日以降の経 歴)〈任意様式〉の提示を求める。				
履行担保方法	必要に応じて報告を聴取する。				
契約期間中 確認方法	必要に応じて報告を聴取する。				
注意事項	・個人情報を含む書類を提示することについて、必ず本人の同意を得ておくこと。 ・他の評価項目「3. (1)①障害者の新規雇用(別紙 社会-1)」及び「3. (6)①枚方市内居住者の新規雇用(別紙 社会-13)」の新規雇用予定者との重複評価は行わない。				
配布資料	就職困難者雇用計画書(様式 社会-3)				
備考	枚方市は、個人情報について、枚方市個人情報保護条例に基づき、適切に取扱うものとする。				

(別紙 社会-4)

分類	3. 社会的価値評価 評価点 6				
細分類	(1)多様な雇用及び雇用環境に関する取組み				
評価項目	④就職困難者の継続雇用又は就労形態	個別点	6		
評価内容	①就職困難者の雇用者数を評価する。(平成26年6月1日時点) 雇用形態は問わない ②就職困難者を常用雇用労働者として雇用する事を評価する。(平成26年6月1日時点) 短時間労働者を除く ※就職困難者については、65歳以上の高齢者、母子家庭の母、非自発的離職者を対象とする。 ※常用雇用労働者、短時間労働者 = 別紙 社会-2-②「注意事項」を参照				
提出書類	①就職困難者雇用状況報告書(様式 社会-4-①) ②就職困難者の就労形態報告書(様式 社会-4-②)				
加点方法	①就職困難者の雇用実績 2人 → (2点) 3人以上 → (3点) ②就職困難者の常用雇用労働者 2人 → (2点) 3人以上 → (3点)				
評価時確認方法	①就職困難者雇用状況報告書(様式 社会-4-①)により確認。 ※落札候補者のみ開札後、就職困難者であること及び雇用状況が確認できる書類等の提示を求める。 ②就職困難者の就労形態報告書(様式 社会-4-②)により確認。 ※落札候補者のみ、開札後提出書類提出時に就職困難者であること及び常用雇用労働者としての雇用であることが確認できる書類等の提示を求める。				
履行担保方法	必要に応じて報告を聴取する。				
契約期間中 確認方法	必要に応じて報告を聴取する。				
注意事項	・個人情報を含む書類を提示することについて、必ず本人の同意を得ておくこと。 ・他の評価項目「3.(1)②障害者雇用率又は雇用者数(常用雇用労働者に限る)(別紙 社会-2)」 との重複評価は行わない。				
配布資料	 ・就職困難者雇用状況報告書(様式 社会-4-①) ・就職困難者の就労形態報告書(様式 社会-4-②) 				
備考	枚方市は、個人情報について、枚方市個人情報保護条例に基づき、適切に取扱うものとする。				

(別紙 社会-5)

公 粘	2 社会的体持领体	(万)			
分類 	3. 社会的価値評価 (1) 多様な雇用及び雇用環境に関する取組み	評価点	6 0		
細分類 評価項目	(1) 多様な権用及び雇用環境に関する収組の ⑤求人情報の提供及び雇用関係助成金の活用	2			
評価内容	就職困難者の雇用拡大に関する取り組みについて評価する。 ①求人情報を母子家庭等就業・自立支援センター及び障害者就業・生活支援センターに提供していることを評価する。(告示日以前3年間) ②トライアル雇用制度又は特定求職者雇用開発助成金の活用を評価する。(告示日以前3年間) ※トライアル雇用制度=経験・技能の少ない就職困難者や母子家庭の母等が適性・能力にふさわしい職業に就くことができるよう、国が求人者と求職者が相互に理解を深めるための試行雇用(トライアル雇用)制度として月額4万円最大3ヶ月を事業主に支給。 ※特定求職者雇用開発助成金=高齢者・障害者・母子家庭の母等をハローワーク又は職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、年50万円、中小企業事業主は年90万円、2回に分けて支給。 ※詳細については、最寄りの公共職業安定所(ハローワーク)に問い合わせをすること。				
提出書類	①求人票等及び求人情報を提供したことがわかる書類 ②トライアル雇用奨励金支給決定通知書又は特定求職者雇用開発助成金支給決定通知書				
加点方法	 ①求人情報を母子家庭等就業・自立支援センター及び障害者就業・生活支援センターに提供している。 → (1点) ②ア.トライアル雇用奨励金の支給を受けている。 → (1点) イ.特定求職者雇用開発助成金の支給を受けている。 → (1点) ※ア.イの重複評価は行わない。 				
評価時確認方法	①求人票等及び求人情報を提供したことがわかる書類により確認。②トライアル雇用奨励金支給決定通知書又は特定求職者雇用開発助成金支給決定通知書により確認。				
履行担保方法	必要に応じて報告を聴取する。				
契約期間中 確認方法	必要に応じて報告を聴取する。				
注意事項	個人情報を含む書類を提出することについて、本人に必ず同意を得ておくこと。				
配布資料					
備考	枚方市は、個人情報について、枚方市個人情報保護条例に基づき、適切に取扱うものとする。				

(別紙 社会-6)

分類	3. 社会的価値評価	評価点	6 0		
細分類	(2) 環境保全の取組み				
評価項目	①環境報告書の発行及び環境マネジメントの認証状況	個別点	5		
評価内容	①環境報告書の内容を評価する。 ②環境マネジメントシステムの認証取得状況を評価する。				
提出書類	①環境報告書②環境マネジメントシステム(IS014001、エコアクション 21、KES・環境マネジメントシステム・スタンダード、エコステージ)の登録証(写し)又は申請中である旨の証明書				
加点方法	①環境報告書の内容 → (3点) →環境報告書を過去3年以上にわたって作成・発行し、公表していること(冊子・印刷物の発行、インターネット等により社会に向けて広く公表しているもの)を評価する。 ただし、下記の内容を加味していない場合は、減点する。 (1)事業者が自らの事業活動に伴う環境負荷の状況(CO2、廃棄物の処理状況) (2)事業活動における環境配慮の取組状況(環境マネジメントシステムの運用、グリーン購入、省エネ設備の導入等) ※環境報告書=事業者が自らの事業活動に伴う環境配慮の状況について定期的に公表しているもので、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第8条第1項に基づき定められた記載事項を含む文書 ※冊子等を発行している場合は、別途添付するとともに公表方法を記述の上、公表していることを証する書類(写真等)等を添付すること。また、インターネットの場合は、公表しているURLを記述すること。 ②環境マネジメントシステム(ISO14001、エコアクション21、KES・環境マネジメントシステム・スタンダード、エコステージ)の認証取得者 → (2点) 取得者 → (2点) 申請中 → (1点) ※②の項目内から一項目選択(重複評価は行わない。)				
評価時確認方法	①環境報告書及び公表方法を記述した書類等により確認。 ②各種登録証等により確認。				
履行担保方法	必要に応じて報告を聴取する。				
契約期間中確認方法	必要に応じて報告を聴取する。				
注意事項	②共通 取得者が本社又は本業務担当の支店・営業所のみ評価対象とする。				
配布資料					
備考					

(別紙 社会-7)

分類	3. 社会的価値評価	評価点	私 社会 - / / 6 0			
	(3) 地域活動・災害援助活動への取組み	計逥尽	8.0			
細分類 						
評価項目	①企業の奉仕活動への取組み ②従業員のボランティア活動への参加支援	個別点	5			
評価内容	①企業の社会貢献としての地域清掃や見守り活動など、継続した社会奉仕活動・災害等へのボランティア活動の実績を評価する。 ②企業の社会貢献としての従業員のボランティア休暇の制度を設けているかを評価する。					
提出書類	①ボランティア活動に係る過去3年間(告示日以前3年間)の実績報告書(任意様式) ※活動内容、日数、参加人数等を記載したもの ②就業規則等					
加点方法	 ①ボランティア活動に係る過去3年間(告示日以前3年間)の実績報告書(任意様式)の内容企業としてのボランティア活動に係る告示日以前3年間の活動実績活動回数 3年間のうち、1回実施 → (1点) 1年毎に1回以上実施し、2年間継続して実施 → (2点) 1年毎に1回以上実施し、3年間継続して実施 → (4点)・活動状況報告書の提出がないもの、活動内容等の確認が行えないものは評価しない。 ②従業員のボランティア活動への参加支援に関する就業規則がある → (1点) 					
評価時	①ボランティア活動に係る過去3年間(告示日以前3年間)の実績報告	とに ト り 確認	!			
確認方法	① ホランティア活動に係る週去3年间(音ボロ以前3年间)の美額報音書により確認。 ② 従業員のボランティア活動への参加支援に関する就業規則等により確認。					
FEBU.		u-0				
履行担保方法	必要に応じて報告を聴取する。					
契約期間中確認方法	必要に応じて報告を聴取する。					
注意事項	個人情報を含む書類を提出することについては、必ず本人の同意を得ておくこと。					
配布資料						
備考	枚方市は、個人情報について、枚方市個人情報保護条例に基づき、適切に取扱うものとする。					

(別紙 社会-8)

4 NeT		(万)	60				
細分類	(4)男女共同参画への取組み						
評価項目	①育児・介護制度への取組み 個別点 4						
評価内容	①育児・介護の休暇及び休業制度等の社内規定の内容を評価する。 ②育児・介護の休暇及び休業等の取得状況を評価する。						
提出書類	①-1育児・介護の休暇及び休業制度等の社内規定(任意様式) ①-2育児・介護の休暇及び休業制度等に係る申請書用紙等(任意様式) ②育児・介護の休暇及び休業等に係る過去3年間(告示日以前3年間)の取得状況(任意様式)						
	①育児・介護の休暇及び休業制度等の社内規定(労使協定等)の内容 - 育児・介護の休暇及び休業制度等の就業規則等の提出があった場合に 務制度及び所定外労働の制限制度並びに介護休暇・休業制度の事項が 合や不明瞭な内容のものは、評価しない。	おいても、育					
加点方法	②育児・介護の休暇及び休業等の取得状況、 ア. 育児・介護の休暇及び休業等の取得状況 1人が取得 → 2人以上が取得 → イ. さらに上記アのうち、男性が取得 → (1点)						
	※男性が取得している場合は、その取得状況がわかるように記述する。	- と。					
評価時確認方法	①育児・介護の休暇及び休業制度等の社内規定により確認。 ②育児・介護の休暇及び休業等に係る取得実績がわかる書類により確認。						
履行担保方法	仕様書に規定されたものとみなす。	仕様書に規定されたものとみなす。					
契約期間中確認方法	・育児・介護の休暇及び休業に係る有効性・実現性を確認するため、必要の都度、契約期間中における 実施状況報告書(任意様式)などの提出を求め、必要に応じてヒアリングを行う。 ・本業務場所における就業規則については、速やかに作成して提出すること。						
注意事項	10 人未満の事業所については、就業規則等を作成する義務がない(労働基準法第89条)ため、就業規則等がない場合は、就業規則に準ずるものを提出すること。						
配布資料							
備考							
	1						

(別紙 社会-9)

分類	3. 社会的価値評価 評価点 6 0							
細分類	(4) 男女共同参画への取組み							
評価項目	②仕事と子育ての両立支援	②仕事と子育ての両立支援 個別点 4						
評価内容	次世代育成支援の観点から、子育てしやすい環境づくりを整備しているかを評価する。 ①育児休業等取得しやすい環境の整備等についての周知・啓発活動を評価する。②保育費補助等の助成制度や企業内保育の実施状況の内容を評価する。							
提出書類	①周知・啓発活動がわかる書類(任意様式) ②保育費補助等の助成制度の内容又は企業内保育の実施状況がわかる書類(任意様式)							
加点方法	 ①育児休業、看護休暇及び育児短時間勤務の制度を利用しやすい環境の整備等について、周知・啓発活動がされていれば → (1点) ※書類が提出されても、内容が不明瞭なものは評価しない。 ②保育費補助等の助成制度が整備されている又は企業内保育が実施されていれば → (3点) 							
評価時確認方法	①周知・啓発活動がわかる書類により確認。 ②保育費補助等の助成制度の整備状況又は企業内保育の実施状況がわかる書類により、その有効性・実現性の確認。							
履行担保方法	仕様書に規定されたものとみなす。							
契約期間中確認方法	有効性を確認するため、必要の都度、取組状況のわかる書類の提出を求め、必要に応じてヒアリングを 行う。							
注意事項	_							
配布資料								
備考								

(別紙 社会-10)

分類	3. 社会的価値評価 評価点 評価点				
細分類	(4) 男女共同参画への取組み				
評価項目	③セクシュアル・ハラスメント防止対策	個別点	4		
評価内容	①セクシュアル・ハラスメントの防止に関する社内規定等(社内報、パンフレット可)の内容を評価する。②継続的、定期的なセクシュアル・ハラスメント研修の実施状況を評価する。(告示日以前継続して3年間)				
提出書類	①セクシュアル・ハラスメントの防止に関する社内規定等(任意様式) ②セクシュアル・ハラスメント研修実施報告書(様式 社会-5)				
	①セクシュアル・ハラスメントの防止に関する社内規定等の内容 → →セクシュアル・ハラスメントが生じた場合の懲戒その他雇用管理上の 談員)に関する事項が盛り込まれていない場合は、評価しない。		的な相談窓口(相		
加点方法	②セクシャル・ハラスメント研修実施報告書の内容及び回数 告示日以前3年間の継続的・定期的に実施する研修を対象とする。 受講修了証(修了証等が発行されていない場合は受講者名簿で可)、研修レジュメ又は研修概要のわかるもの等を別途添付する。※添付がない場合は評価の対象としない。 ・研修回数 1年毎に1回以上は実施 → (3点) ※告示日以前3年間のうち1年でも未実施の年があれば、0点とする。				
	研修内容等の確認が行えないもの、不明瞭な内容のもの、継続的・定期的間で年1回以上)が確認できないものは、評価をしない。	内な実施状況	(告示日以前3年		
評価時確認方法	①セクシュアル・ハラスメントの防止に関する社内規定等により確認。②セクシュアル・ハラスメント研修実施報告書(様式 社会-5)及び当該研修の受講修了証と研修資料により確認。				
履行担保方法	仕様書に規定されたものとみなす。				
契約期間中 確認方法	必要に応じて報告を聴取する。				
注意事項	・企業独自の研修、研修機関への研修派遣は問わない。 ・個人情報を含む書類を提出することについては、必ず本人の同意を得ておくこと。 ・他の評価項目「3. (5)①人権啓発の取組み(別紙 社会-12)」との重複評価は行わない。				
配布資料	セクシュアル・ハラスメント研修実施報告書(様式 社会-5)				
備考	枚方市は、個人情報について、枚方市個人情報保護条例に基づき、適切に取扱うものとする。				
	I .				

(別紙 社会-11)

分類	3. 社会的価値評価	評価点	6 0			
細分類	(4) 男女共同参画への取組み					
評価項目	④女性の採用・職域拡大への取組み 個別点 2					
評価内容	女性の採用・職域拡大への取組みを評価する。 ・管理職に占める女性の割合を評価する。(告示日現在)					
提出書類	管理職名簿<取締役・監査役は除く。執行役員含む。> (様式 社会-6) 就業規則、給料表等管理職に該当する役職名及び給与上等の何らかの処遇が確認できる書類					
加点方法	管理職に占める女性の割合 (加点方法) 10%以上 20%未満 → (1点) 20%以上 → (2点)					
評価時確認方法	管理職名簿及び就業規則、給料表等で確認。					
履行担保方法	必要に応じて報告を聴取する。					
契約期間中確認方法	必要に応じて報告を聴取する。					
注意事項	個人情報を含む書類を提出することについては、必ず本人の同意を得ておくこと。					
配布資料	管理職の名簿<取締役・監査役は除く。執行役員含む。> (様式 社会-6)					
備考	枚方市は、個人情報について、枚方市個人情報保護条例に基づき、適切に取扱うものとする。					

(別紙 社会-12)

 分類	3. 社会的価値評価 評価点 6					
 細分類	(5)人権啓発の取組み		6 0			
	① 人権啓発の取組み 個別点 4					
評価項目	①人権啓発の取組み 値別点 4					
評価内容	①公正採用選考人権啓発推進員の設置を評価する。 ②継続的、定期的な人権研修の実施状況を評価する。(告示日以前継続し	て3年間)				
提出書類	①公正採用選考人権啓発推進員の設置状況がわかる書類(任意様式) ②人権研修実施報告書(様式 社会-7)					
加点方法	 ①公正採用選考人権啓発推進員を設置していれば → (1点) ②人権研修実施報告書の内容及び回数 告示日以前3年間の継続的・定期的に実施する研修を対象とする。 受講修了証(修了証等が発行されていない場合は受講者名簿で可)、研修レジュメ又は研修概要のわかるもの等を別途添付する。 ※添付がない場合は評価の対象としない。 ・研修回数 1年毎に1回以上は実施 → (3点) ※告示日以前3年間のうち1年でも未実施の年があれば、0点とする。 					
	研修内容等の確認が行えないもの、不明瞭な内容のもの、継続的・定期的な実施状況(告示日以前3年間で年1回以上)が確認できないものは、評価をしない。					
評価時確認方法	①公正採用選考人権啓発推進員の設置状況がわかる書類により確認。 ②人権研修実施報告書(様式 社会-7)及び当該研修の受講修了証と研修資料により確認。					
履行担保方法	仕様書に規定されたものとみなす。					
契約期間中 確認方法	必要に応じて報告を聴取する。					
注意事項	・企業独自の研修、研修機関への研修派遣は問わない。 ・個人情報を含む書類を提出することについては、必ず本人の同意を得ておくこと。 ・他の評価項目「3. (4)③セクシュアル・ハラスメント防止対策(別紙 社会-10)」との重複評価は行わない。					
配布資料	人権研修実施報告書(様式 社会-7)					
備考	枚方市は、個人情報について、枚方市個人情報保護条例に基づき、適切に取扱うものとする。					

(別紙 社会-13)

分類	3. 社会的価値評価 評価点 6.0				
細分類	(6) 地域経済への波及効果	н і іш ік	3 0		
評価項目	①枚方市内居住者の新規雇用	 個別点	6		
評価内容	枚方市内居住者の新規雇用予定者数 (現場就業は問わない)を評価する。 ※新規雇用予定者は、告示日以降に雇用するものに限る。ただし、関係書類の提出日現在に本業務における履行場所で就労している枚方市内居住者を新たに雇用する場合を除き、平成26年4月1日以降に雇用されていた者は、新規雇用予定者とすることができない。				
提出書類	枚方市内居住者雇用計画書(様式 社会-8)				
加点方法	・雇用計画人数 1人 → (2点) 2人 → (4点) 3人以上 → (6点) 雇用予定者の算出は、常用雇用労働者(1週あたりの労働時間が30時間以上であって、採用の時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者)を1人として算出する。 短時間労働者(原則として、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満であり、かつ、1年以上雇用される見込みのある者)については、0.5人として算出する。				
評価時確認方法	・枚方市内居住者雇用計画書(様式 社会-8)により確認。 ※落札候補者のみ、開札後提出書類提出時に枚方市内に居住していることがわかる書類、雇用状況がわかる書類(労働条件が明示されていること。)の写し及び職務経歴書(平成25年4月1日以降の経歴) 《任意様式》の提示を求める。				
履行担保方法	必要に応じて報告を聴取する。				
契約期間中 確認方法	必要に応じて報告を聴取する。				
注意事項	・個人情報を含む書類を提示することについて、本人に必ず同意を得ておくこと。 ・他の評価項目「3.(1)①障害者の新規雇用(別紙 社会-1)」及び「3.(1)③就職困難者の新規雇用(別紙 社会-3)」の新規雇用予定者との重複評価は行わない。				
配布資料	枚方市内居住者雇用計画書(様式 社会-8)				
備考	枚方市は、個人情報について、枚方市個人情報保護条例に基づき、適切に取扱うものとする。				

落札者の決定について

1. 総合評価値の算定方法

入札参加者につき、落札者決定基準に基づく審査のうえ、次の算定式により総合評価値を求めるものとする。

総合評価値=価格評価点+技術的評価点+社会的価値評価点

(1) 価格評価点の算定方法

価格評価点は、有効な入札(入札金額が予定価格を超過する入札及び入札金額が数値的判断基準値を下回る入札を除く。以下同じ。)のうち次の算定式により算出する。

■価格評価点(小数点以下切捨て)

価格評価分類における

評価点(100点)×(最低入札価格/入札価格)

(2) 技術的評価点及び社会的価値評価点の算定方法

技術的評価点及び社会的価値評価点は、有効な入札のうちそれぞれ次の算定式により算出する。

■技術的評価点(小数点以下切捨て)

技術的評価分類における

評価点(40点)×(個別点の得点/個別点の最高得点)

■社会的価値評価点(小数点以下切捨て)

社会的価値評価分類における

評価点(60点)×(個別点の得点/個別点の最高得点)

<社会的評価点算出方法の例示> ※技術的価値評価点も同様の算出

評価点の最高得点者C社(55点)が、社会的評価点の満点(60点)得点者となる。

入札参加者	評価点の得点	社会的価値評価点	算出方法
A社	30	32	60(総点)×(Aの個別点/Cの個別点)
B社	45	49	60(総点)×(Bの個別点/Cの個別点)
C社	55	60	60(総点)×(Cの個別点/Cの個別点)
D社	50	54	60(総点)×(Dの個別点/Cの個別点)
E社	25	27	60(総点)×(Eの個別点/Cの個別点)
F社	32	34	60(総点)×(Fの個別点/Cの個別点)

2. 低入札価格調査及び審査について

総合評価値が最も高い入札者において、その入札価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、 次に定める事項について調査及び審査を行う。なお、特に必要がないと認める場合を除き、当該入札 者からの事情聴取を行うものとする。

(1) 調査事項

- ① 当該価格で入札した理由(価格低減理由)
- ② 入札価格内訳明細書
- ③ 手持ち業務の状況
- ④ 業務計画(業務実施計画·作業工程·業務実施体制)
- ⑤ その他必要な事項

(2) 判断基準

調査事項の調査及び審査において、次の判断基準により、本契約の内容に適合した履行が為されないおそれがあると認められるときは、落札者としないものとする。

1)	低入札価格調査書 類の提出	入札実施要領に示す必要書類が整っていない場合
2	調査への協力	(1) 事情聴取に応じない場合(2) 調査時に不誠実な言動がある場合
3	設計数量	仕様書等で定める数量を満足していない場合
4	積算根拠	 (1) 積算根拠となる資料が正しく記載されていない場合 ア 入札価格内訳書の金額に違算がある場合 イ 仕様書等で定める数量の金額が入札価格内訳書に正しく反映されていない場合 (2) 労務単価が法定最低賃金を下回っている場合 (3) 必要となる経費が計上されていない場合
(5)	価格低減理由	低入札価格での応札理由を適格に説明できない場合
6	その他	前各項に定めるもののほか、適正な業務の履行が為されないおそれがあると認められる場合

3. 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、落札者決定基準に基づく審査のうえ、総合評価値が最も高い入札者であり、開札後提出書類の審査を経た者とする。ただし、総合評価値の最も高い者が2名以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- (2) 総合評価値の最も高い入札者が、調査基準価格を下回る入札価格であったときは、上記「2.低入札価格調査及び審査」の結果、当該入札価格によっても当該契約内容に適合した履行がなされると認める場合は、当該入札者を開札後提出書類の審査を経て落札者と決定する。
- (3) 前項(2)の審査結果により、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める場合は、総合評価値が最も高い入札者を落札者とせず、総合評価値が次に高い入札者(以下「次順位者」という。)を開札後提出書類の審査を経て落札者と決定するものとする。
- (4) 前項(3)に規定する場合において、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回る価格であった場合は、当該次順位者につき前項(1)から(3)の規定を適用し、落札者を決定するものとする。